## 早稲田大学大学院法務研究科

## 2020 年度クリニック報告書

早稲田大学大学院法務研究科弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック
1．クリニック担当教員•受講者•相談状況 ..... $\cdot 1$
2．相談者アンケート結果集計 ..... 2
3．民事（総合A•B）
1）シラバス ..... 5
 ..... 7
3）B班（教員•学生報告書） ..... 10
4．民事（家事・ジェンダーC）
1）シラバス ..... 13
2）教員•学生報告書 ..... 15
5．行政
1）シラバス ..... 18
2）教員•学生報告書 ..... 20
6．刑事
1）シラバス ..... 21
2）A班（教員•学生報告書） ..... 22
3）B班（教員•学生報告書） ..... 25
4）C班（教員•学生報告書） ..... 28
5）D班（教員•学生報告書） ..... 29
7．労働
1）シラバス ..... 31
2）教員•学生報告書 ..... 33
8．外国人
1）シラバス ..... 36
2）教員•学生報告書 ..... 37

## 2020年度 クリニック担当教員•受講者数•相談状況

|  | 教員 | 学期 | 受講人数 | 相談者数 (※) |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 民事クリニック総合A | 鎌野 邦樹 <br> 山口 斉昭 <br> 太田 和範 | 春 | 5 | 5 |
|  |  | 秋 | 4 | 4 |
| 民事クリニック総合B | 小島 秀—外山 太士 | 春 | 4 | 3 |
|  |  | 秋 | 4 | 4 |
| 民事クリニック家事。ジェンダーC | 棚村 政行 <br> 太田 和範 <br> 小島 秀一 <br> 外山 太士 | 春 | 5 | 4 |
|  |  | 秋 | 4 | 5 |
| 行政クリコンクク（試行プログラム含む） | $\begin{aligned} & \text { 人見剛 } \\ & \text { 水野泰孝 } \end{aligned}$ | 春 | － | － |
|  |  | 秋 | 6 | 3 |
| 労働クリニック | 小林 譲二島田 陽一 | 春 | 4 | 3 |
|  |  | 秋 | 2 | 2 |
| 外国人クリニック | 宮川 成雄 | 秋 | 7 | 2 |
| 刑事クリニック | 神田 安積趙 誠峰吉田 秀康 | 春 | 10 | － |
|  |  | 秋 | 11 | － |

※「相談者数」は，複数回相談に来た場合でも，1名としてカウント。
－2019年秋学期終了以降，2020年春学期の授業終了までのクリニック相談申込総数 $\Rightarrow 30$ 件 －2020年春学期終了以降，2020年秋学期の授業終了までのクリニック相談申込総数 $\Rightarrow 22$ 件 （学内無料法律相談会から引き継いだ相談を含む。）
－クリニック授業の受講生には，授業で法律相談等を担当することに加え，時間の調整が可能な限り， クリニック事務所かキャンパス内で学内関係者を対象に行う無料法律相談会への立会を奨励している。立会った受講生の実績は以下のとおり。

春学期：0人
秋学期：5人

2020年度 クリニック相談者アンケート結果集計

| （1）なぜ早稲田大学リーがルクリニックに相談されたのでしょうか（複数回答可）。 |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| a |  | b |  | c |  | そ の 他 |
| 大学がしているので信頼 できると思ったから | 13 | 他に相談先を知ら なかったから | 3 | 無料だから | 9 | 友人の勧め。 |
|  |  |  |  |  |  | 知人の紹介で。 |
|  |  |  |  |  |  | 島田先生の御紹介。 |
|  |  |  |  |  |  | 既に区の無料相談を利用していたが，納得できず，また十分にアドバイスを頂しなかったため，セカンドオビニオンの意味でも活用させて頂いた。 |
|  |  |  |  |  |  | 水野先生の紹介 |
| ② 担当者（学生）の話の仕方はいかがでしたか。 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| a |  | b |  |  |  | c |  | そ の他 |
| 適切で聞を取りやすかった | 18 | 普 通 |  | 0 | 聞さ取りにくかった | 0 |  |
| コメント |  |  |  |  |  |  |
| なし |  |  |  |  |  |  |
| （3）担当者（学生）の聞き取りの仕方はいかがでしたか？ |  |  |  |  |  |  |
| a |  | b |  | c |  | その他 |
| 適切で話やすかった | 17 | 普通 | 1 | 話したくかった | 0 |  |
| コメント |  |  |  |  |  |  |
| （aの回答者より） <br> 同じクライアントワークをする人間として，場数をくなし，より堂々とした印象を与えられると良いかな，と思いました。 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （bの回答者より） |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （4）クリニックの回答はいかがでしたか。 |  |  |  |  |  |  |
| a |  | b |  | C |  | その他 |
| わかりけかすかった | 17 | 普通 | 1 | わかりにくかった | 0 |  |
| コメント |  |  |  |  |  |  |
| （aの回答者より） <br> 私が話しすぎたのが悪かつたのだが，もっと学生さんの意見等お聞きしたかつたです。 |  |  |  |  |  |  |
| （5）クリニックでの相談時間の長さはいかがでしたか。 |  |  |  |  |  |  |
| a |  | b |  | c |  | その他 |
| 長すぎる | 0 | ちょうと良い | 17 | 短すぎる | 1 |  |
| コメント |  |  |  |  |  |  |
| なし |  |  |  |  |  |  |
| （6）クリニックでの相談はあなたの問題解決に役立ちましたか。 |  |  |  |  |  |  |
| a |  | b |  | c |  | その他 |
| 大変役に立つた | 15 | 少しは役に立つた | 2 | 役に立たなかけた | 1 |  |
| コメト |  |  |  |  |  |  |
| （aの回答者より） |  |  |  |  |  |  |

## （7）クリニック全般について，問題点，改善点，ご要望がありました5，お聞かせください。

先生や生徒の方が全員親切に相談•対応してくれてとても良かったです。

ご相談にのっていただきありがとうございました。

今回は貴重なご意見あゆがとうございました。
無料相談なので対応頂ける範囲には限りがあるのかもしれませんが，当日ヒアリング頂く内容を，ある程度事前にて教示頂けると回答しやすいです。 （こちらの知識がなく，回答できないことがあったり，複数対 1 ということもあり不安を感じたので）
－マイクとカメラの位置とモニターの位置が同じ場所がよいと思います。モニターを見て話すと横向きに映つてしまうため。 －相談内容としてはとても勉強になりました。ありがとうございました。

複数の先生方に同席いただいて，とても安心でき，感謝しております。有難うございました。
ご相談の留意事項は，書面で頂き，サインもしているので，聞き取り冒頭のフォロー説明は無しか，短い方が良かつたです。 できれば，受付と相談の場所は一緒の方が有難く，面談日程の確定は早めにできたら良いな，と思いました。

要望ではありませんが，この折り，希望した面談で実施していただいて感謝しています。

わかりやすい説明でした。難しい法律用語など使われるのではと不安でしたが，平易な言葉で良かつたです。ありがとうございました。

いつも親身になって相談に乗つていただきありがとうございます。
今回2回目の相談でしたが，問題点が明確になり，今後の交涉に大変役立つものとなりました。今後ともよろしくお願いいたします。

相談者の立場に立ち考えていただけけたところが他の法律相談と違ってよかったです。
親子関係なので，話し合いで解決したかったのですが，それもできず，具体的にどのようにすればよいのか，今回お話を聞いてわかりました。 ありがとうございました。

回答結果を簡易であっても文章としてまとめてあるとありがたい。ありがとうございました。

相談してよかつたです。問題点が浮かびあがり有益でした。
（1）質問がやや総花的だつた。前半は全員で情報を共有するためと理解できるが，後半はターゲットを絞り込み，質疑を集中してほしかつた。
（2）学生を2班に分けて，デイベート風にしてもらえば問題点がよりクリアになつたと思う。
（3）質問する人の立ち位置がよくわからなかった。 $\rightarrow$ 位頼人を弁護する立場で質問？裁判官？第3者？
（4）事前に証拠資料を提出していた。法と証拠の視点から 強み／弱みの評価か欲しかった。

## 臨床法学教育（民事）総合A•B

選択必修（実務系基喽科目）2単位

## 【担当教員】

鎌野 邦樹／山口 斉昭／太田 和範／小島 秀一／外山 太士

## 【授業概要】

教員と学生が 1 つのグループとなり，実際の法律相談や，受任した事件への対応を通じ て，法律に関する理論と実務を学ぶ科目です。
徹底した少人数教育によって，生の事案をもとにした事実分析の方法，適用する法律に関 する判例•学説の調査，検討など，これまで学んできた基本法と実務基礎科目の到達点をふ まえた発展的な学習を行います。また，内容証明，訴状などの作成，添削を通じて，法文書作成に関する指導を行います。
法律相談，事件活動のほか，他クラスと合同の事件検討会も行います。
加えて，具体的事件を通じて，社会や制度のあり方，法律実務家としてのあり方などにつ いて考えます。
なお，通年科目とされていますが，講義の合計時間は他の 2 単位の科目と同様であり，ま た，講義の準備に要する時間も，配当単位数（2 単位）に見合った作業時間（講義と準備を合わせて 90 時間）を上回ることのないよう，学生の負担についても配慮します。

## 【授業の到達目標】

将来，弁護士となり，民事事件を受任した際，これに対処できる実務的な基礎技能を身に つける。

## 【授業計画】

基本的には事案の性質を問わず，クリニックに適切と思われる民事事件をいくつか扱い ます。訴訟受任案件と相談案件との双方を取り扱うように努めており，事件記録の検討，依頼者からの事情聴取，訴状や準備書面の起案，証拠の整理まで，学生に実際に行ってもらい ます。
また，事案に取り組む中で，実体法や手続法に関する知識を確認するよう努めています。 ごく基本的な知識も，具体的な事案を前にするとうまく使えない学生も少なくありません ので，このクリニックを通じて基本的な法知識を身体に染みこませてもらえればと思って います。
表記上は通年科目ですが，当クラスでは，春学期班と秋学期班（各 4 名程度）に分けて実施します。どちらの班も，中間試験や期末試験などの学修スケジュールに配慮し，受講生の都合と調整しながら具体的な実施スケジュールを決めていく予定です。

## 講義の内容と進行

第1回 オリエンテーション
第2回一第14回 模擬法律相談，法律相談会，事件検討，相談案件検討，訴訟準備などの いわゆる民事弁護活動を行う。なお，クラスによって，取り扱う事案の傾向や実務の内容が異なるので，詳細はガイダンスを参照のこと。
第15回 民事（総合AB）•民事（家事・ジェンダー）•行政•労働の各クラスと合同で報告会•最終カンファレンスを行う。

## 【教科書】

指定なし。

## 【参考文献】

参考書として菅原•岡田編『法律相談のための面接技法』（商事法務，2004）

## 【備考•関連URL】

＜講義実施スケジュール＞
表記上，通年で実施する科目とされていますが，実際の講義実施スケジュールは，春学期 かまたは秋学期のみであったり，取り扱う相談案件の依頼状況等に応じ，毎週ではなく不定期であったりするなど，科目ごとに柔軟に設定することとされています。また，原則として春学期開始時に履修登録することになっていますが，受講生の応募状況によっては，秋学期開始前に追加応募を受け付けることもあります。詳細は，臨床法学教育科目に関する説明会 に参加するか，または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わ せ下さい。
＜受講要件等＞
「法曹倫理」の単位を修得済み，または並行履修していることを受講要件とします。
＊なお，並行履修の場合は，「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とします。
＜受講者への要望＞
意欲ある学生の履修を期待しています。

## 民事クリニック A班 <br> 報告書（春学期）

## 1 担当教員より

合計5件の相談案件を扱った。概要は，（1）自宅敷地に隣地の建物の一部が越境している場合，（2）アパート退去時にハウスクリーニング費用を借主が負担する特約を無効とできない か，③マリンレジャーのツアーに参加中，インストラクターの指示ミスで大けがをした場合 の損害賠償請求，（4）ウィンドブレーカーの製作を請け負ったが，途中で話が変わり不具合を理由に引き取りを拒否された事例，⑤いわゆる連棟式長屋が老朽化した場合に分割や取り壊しができるか，というものであった。また，上記以外に，貸金の模擬相談 1 件，根抵当権 の被担保債権元本確定請求書及び時効援用書面を起案する案件 1 件（過去にクリニックで取り扱ったもの），及び遺言，借地権の更新•改築に関する案件 1 件（民事 B 班で取り扱っ た案件で同班担当教員を模擬相談者としたもの）を取り扱った。公法上の境界，消費者契約法，損害額の算定方法，合意内容の事実認定，区分所有法といった，極めてバラエティに富 む法律上の論点を含む案件を取り扱えたことは幸運であった。

今学期は，法律相談，事前事後の打合せや振り返りなどを，すべてZoom を通じて行った （相談者も原則としてZoom で参加してもらつた。1件だけ，相談者と担当教員 1 名だけが クリニック事務所に集まり，受講生が Zoom を通じて相談者に質問し回答する形式を取っ た。）。前例のないことであり，相談者が提供してくれる資料の扱いなど，実施上の様々な制約があったうえ，受講生にも多大な負担があったとは思うが，何とか実施できてほっとし ている。

## 2 受講生より

本クリニックは，普段の講義では深く学ぶ機会のない分野を追求し，更に司法試験や実務 において求められる問題抽出能力及び解決能力を鍛えられる，非常に有益な講義であった。

特に印象に残っているのは，遺言，借地権の更新•改築に関する模擬相談案件であり，私 は「遺言者の借地を生前贈与により取得すべきか，相続により承継すべきか。」という相談 を担当した。これは一見相続分野に関わる相談に見えるが，生前贈与を選択する場合，賃貸人の承諾を得なければ無断転貸•譲渡にあたり，土地の賃貸借契約の無催告解除がなされる可能性がある（612 条 2 項）ため，賃貸人との争いを避けたい場合は相続を選択すべきとい う，むしろ賃貸借の分野に重点が置かれる相談であり，問題抽出能力と解決能力が鍛えられ る事案であった。

③の案件では，損害賠償額についての正確な計算だけでなく，なぜその金額になるのかと いう根拠を相談者に説明しなければならなかった。今までの学習とは異なる思考を要求さ れたので，はじめは戸惑ったが，事件や相談者に真摯に向き合うことの大切さを学んだ。
（4）の案件は，相談者が相手方との間で請け負ったウィンドブレーカー製作の契約内容が契約書などで確定しておらず，複数回のメールや打ち合わせを経て合意内容が変遷してい

ったため，まず大量のメール文書や発注書等から最終的な契約内容はどのようなものだっ たのかを確定しなければならなかった。具体的な交渉結果の確定を避けるような文言や，相談内容とは関係ない事項も書かれたメールの中から必要な事実を掬い上げる作業は想定以上に難しかった。しかし，これらの経験は与えられた問題を解いているだけでは身に着けら れなかったものであり，実際の相談を受けることで自分の基礎知識の不足とパターン化し た勉強しかしていなかったことが実感できた。
（5）の案件については，連棟式長屋が一般的なマンションのように大人数の区分所有では ないことから，再築に関して隣人と意見が対立している場合，民法•区分所有法の規定を駆使しても実効的な紛争解決が難しい案件だった。この案件で私は初めて具体的に＂法律の壁＂ の存在を体感し，同時に相談者の気持ちを汲んで説明することの歯がゆさを感じた。
今年は，オンラインでの受講という特殊な環境であったが，コロナウイルスによりインタ ーネット環境の整備が進んでいることを考えれば，オンラインでの相談が今後普及する可能性があるので，オンライン受講も貴重な体験であった。もっとも，通信状況に左右され円滑に進行できないときがあることや，資料等の呈示方法に限界があることといった課題も浮き彫りになったと思う。

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

合計 4 件の相談案件を扱った。概要は，（1）中古で購入したマンションのバルコニーに設置 されているガス給湯器につき，管理組合より共用部分であり管理規約違反だとして撤去を求められた事例，（2）専門士業者間の継続的業務委託契約における契約終了後の競業禁止規定の有効性に関する事例，（3）葬儀費用に関する互助会契約を締結したが，コロナ感染を理由 に葬儀が実施されなかった場合における契約解除の可否，（4）借地契約における 1 年弱の賃料不払いと解除の可否，というものであった。また，上記以外に，貸金の模擬相談 1 件，根抵当権の被担保債権元本確定請求書及び時効援用書面を起案する案件1件（過去にクリニ ックで取り扱ったもの）を取り扱った。今学期の相談案件は，いずれも民法だけでは解決で きず，区分所有法，独禁法，借地借家法などの特別法や，競業禁止義務などやや特殊な法律上の問題に関わるものであったため，授業時間以外に事前準備のための検討時間を持つな ど，十分な準備を行ってから臨んだ。受講生にとっては負担が大きかったかも知れないが，何とかこなしてくれていたように思う。
今学期は，在宅の受講生と対面の受講生とが併存したため，いわゆるハイブリッド方式で実施した。また，感染対策のため，法律相談も定員50名程度の教室で行った。多少戸惑う面もあったが，大きな混乱もなく実施できたことにほっとしている。

## 2 受講生より

（1）案件について，区分所有法の基礎学習から行い，担当教員からの指導も併せて聞き取り

内容を確定した上で相談に臨んだ。相談会に先立って，担当者による事前の検討会を行なっ たが，そこでは主に区分所有法の適用条文についての検討が中心であった。しかし，実際に相談を行うと，給湯器設置の経緯や給湯器の構造•設置箇所の把握が不十分であったことが判明した。事前に契約書や給湯器設置工事に関する資料は送付を受けていたが，給湯器の写真•過去の工事に関する資料その他事案の把握に必要な資料を持参してもらうようにお願 いするべきであったと思ら。また，事前の検討段階で，暫定的な措置として撤去工事の拒否 をすること，および書面での反論をするべきとのアドバイスに考えが至らず，もっぱら法律関係の検討に終始してしまったことは反省すべき点であった。
（2）案件で，たとえ相談者の主張が認められる見込みがあるとしても，相談者が必ずしも裁判等の大事を望んでいるとは限らず，相談者が最も望む形での法的解決方法を提案する必要があるのだと感じた。本件では，利益相反条項自体が独占禁止法に違反している可能性が あり，公正取引委員会の排除措置命令を求め得るものであったが，あくまで相談者の要望に したがって，競業避止義務違反についての判例を参考にして，利益相反条項に抵触しない態様での業務方法について主に回答した。
（3）案件で，暫定的な措置として一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会の消費者相談セン ターに相談するべきとのアドバイスをできたことは（1）の反省を活かせたが，約款と民法の関係についての検討が不十分であり，具体的な事案と向き合いつつ，同時に実体法の理論に も留意することの必要性とその大変さを感じた。
④案件では，法律相談に際して無催告解除が認められた判例を確認し，たとえ長期の賃料不払いがあったとしても，無催告解除が賃借人に及ぼす不利益の重大性から，1度も催告を せずに解除をすることができる事例は殆どないことを学んだ。民法の試験問題の当てはめ においては，問題文から拾える事情の少ない場合は特に，長期の賃料不払がある場合には安易に無催告解除を認める方向に結論づけがちであるが，実務においては，たとえ長期の賃料不払いがあったとしても，長期の不払後に滞納分を全額支払った事実や，賃借人に今後も賃料を支払い続ける資力があるという事実など，様々な事情から慎重に信義則を適用し，信頼関係不破壊の事情の有無を検討しなければならないのだと痛感した。法律相談においては，教場試験の問題文よりも詳細な事情の下で，より事案に即した回答が求められるのだと感 じた。
クリニックでは，民法の知識だけでは解決できない事案が多数あったので，初めて目にす る法律をどのように解釈•適用し，事案を解決するべきかを考えるきっかけになった。また，事案ごとに類似する判例を自ら探し，要件を検討するので，与えられた形式に則り事案を検討する通常の授業とは異なる経験をすることが出来，貴重な実務経験となった。そして，相談者が裁判で敗訴する可能性の高い事案に直面した時に，ただ敗訴することを伝えるだけ ではなく，少しでも相談者の利益となるような結論を導くということの大切さを学ぶこと が出来た。
反省点としては，相談者に対して質問をするときに，相談者からの回答をメモすることば

かりに集中してしまい，相談者とのコミュニケーションが不十分になってしまったことで ある。あくまで开護士と相談者は信頼関係によって成り立っているのであるから，「対話」 ということをもっと意識して，質問は事前に頭に入れた上でのコミュニケーションをはか るべきだった。また，つい相談者に有利な事情のみに耳を傾けてしまっていたが，不利な事情を見過ごすことにより結果的には相談者が不利益を被ることになるので，相談者の終局的な利益のためにも，しっかりと相談者に不利な事情を聴きだし検討をするべきだった。

## 民事クリニック B 班

## 報告書（春学期）

## 1 担当教員より

春学期においては，模擬法律相談の他，実際の相談案件として，（1）相続と借地権に関する事案，（2）知人から授業料として金銭を請求された事案，（3）アパートの隣人から苦情を申し立 てられた事案の 3 件を扱った。（1）については，遺言の効力，遺留分減殺請求権の範囲，借地権を相続するにあたっての賃貸人の承諾の要否，借地上の建物を改築するにあたっての賃貸人の承諾の要否等の問題について検討を行い回答した。②については，相手方の請求がい かなる契約に基づく請求かの特定や請求の可否等を検討し，また，聞き取った事情からすれ ば裁判上，相手方からの請求は認められにくいことを前提にしつつも，相談者と知人との関係性を考慮した上で，どのような対応が適切か，相談者の意向を十分に聞き取りつつ回答を行った。（3）については，騒音等が不法行為と認められた裁判例などを紹介しつつ，本件が不法行為となりうるか検討した。その上で，概ね不法行為とはいえない態様と考えられること を前提に，ご相談者が賃貸人や隣人に対して請求可能な選択肢を説明した。さらには，相手方の過去の行動も丁寧に聞き取った上で，今後の対応の注意点についても具体的に説明し た。上記の 3 件の他，過去の実際の相談案件を題材に，模擬的に訴状の作成も行った。
受講生たちは，いずれの事件においても，事前に要件事実を始めとする法的調査を綿密に行った上で，当日は丁寧に事実関係を聞き取っていた。今学期は，コロナ禍の影響によりオ ンラインでの法律相談となったが，受講生が，オンラインでのコミュニケーションの難しさ を十分補うほどに，丁寧に聴き取りを行い，ご相談者の立場•心情に寄り添った回答を行え ていたことに心から敬意を表したい。

## 2 受講生より

私たちは本クリニックで 3 つの相談事案を検討したが，以下の 3 点において授業や試験 では得がたい経験をすることができた。試験問題のような「きれいな」事案ではなく，多様 な事情が入り組む「生」の事案を紐解いていく点。その複雑さゆえに，民法だけでなく借地借家法•旧借地法など，複数の法律の検討を要する事案もあった点。そして，法律構成と事実のあてはめを検討する試験問題とは異なり，実際の相談では相談内容たる紛争の解決を通して，依頼者が求める最善の利益は何かを考えなければならない点である。

これらは，今まで私たちが経験したことのないものであった。そのため，依頼者への質問 で何を聞くべきか，その回答で依頼者に納得していただけたか，自信が持てないこともあっ た。私たちが検討段階で設定した紛争解決の方法と，依頼者の望んだそれとが食い違うこと すらあった。それらは，私たちの法律に関する理解不足を示すものであると同時に，回答や助言次第で相談者の運命を左右しかねない弁護士という職務の恐ろしさと責任に，私たち がほんの少しでも気づくことができたあらわれだと思う。そして，依頼者の最善の利益のた めには，私たちが安易に紛争解決を図るのでなく，時には依頼者自身が状況を改めて理解し，自身で解決策を見つけることを尊重する必要もあるのだと気づかされた。

また，今期は感染症予防のため，オンラインで法律相談•授業がなされた。これからの弁護士の在り方，法律相談の在り方の 1 つの可能性を示唆するものであり，貴重な経験になつ た。もつとも，法律相談対応にはさして支障はなかったが，班員同士や他班との交流は十分 でなかった。オンラインの利点を生かし，他班の法律相談の際に少人数ずつでも見学させて もらう機会等あれば，他の分野への理解が深まるように思う。
本クリニックで学べたことは，私たちにとり一生の財産である。私たちを最後まで導いて くださった小島秀一先生，山口斉昭先生に対して心から感謝申し上げます。

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

秋学期においては，模擬法律相談の他，実際の相談案件として，（1）兄弟間における介護施設での親との面会拒否に関する事案，（2）家族である高齢者に対して呉服等を次々と販売さ れた件についての再発防止に関する相談事案，③SNS 上で相談者が発信した情報に対して複数の者から批判的な内容のコメントが寄せられた事案，（4）遺産分割協議において，相続財産 を元手に不動産投資等を行い，資産を増やしつつ，それを原資に他の相続人に相続財産を分配するというスキームの問題の有無についての相談事案の 4 件を扱った。（1）については，他 の兄弟が親と面会することを拒絶するにあたり，いかなる場合に違法とされうるか過去の裁判例を検討したうえで，既に提起されている裁判手続きでの対応について，証拠の収集等 の点を含めて具体的に回答した。（2）については，相談の時点で既に相手方との間で，契約の解除の合意が成立し，返金も受けていた事案であったため，成年後見制度等の再発防止のた めの制度についての説明を行った。（3）については，インターネット上の誹謗中傷に関する過去の裁判例を紹介しつつ，本件事案において相手方のコメントに違法性が認められる可能性等，刑事及び民事の法的問題について説明を行った。（4）については，上記のスキームが不安定な内容であり，結果的に不公平な財産分与となってしまう可能性があることを説明し，併せて，他の方法（相続財産を換価分割する方法等）のメリット・デメリットを説明した。上記の 4 件の他，過去の実際の相談案件を題材に，模擬的に訴状の作成も行った。

受講生たちは，事前に法的な基礎知識はもちろん，事案に応じて裁判例や細かい文献の調査なども行い，さらに相談者への聴取事項を詳細に検討したらえで相談に臨み，当日は丁寧

に事実関係を聞き取っていた。今学期は，1名がオンライン，3名が直接という混合的な方法での法律相談となったが，各受講生と相談者とのコミュニケーションは十分に図れてい たように感じられた。ご相談者の中には相談後，繰り返し感謝の意を伝えてくださった方も おり，十分な事前調査と相談者の心情に寄り添った回答を行った受講生たちに敬意を表し たい。

## 2 受講生より

依頼者からの生の相談を検討する中で，法の解釈や当てはめをする上で実践的にはどの ような点に気を配らなければならないのかという点について，新たな発見をすることが多 かった。大学•大学院の授業で学んできた法律学と弁護士という職業が結びつく初めての体験だった。実際の相談について自ら検討した回答を伝えるという臨場感を体験することが できた。日ごろの学習では与えられるだけであった問題文を自分で聞き取り，構成し，そこ から解決方法を探し出す作業は新鮮であった。主担当として準備をする際は，具体的な問題解決に必要な知識に加えてその周辺の知識まで予習する必要があり大変だったが，その分野に関して当事者の目線で勉強することによって効率的に知識を吸収し，定着させること ができたように思う。実務で必要とされる知識を学ぶことができただけでなく，司法試験受験のモチベーションに大変役立つ良い機会だった。もつとも，普段の法科大学院生としての勉強において手薄になっていた知識があったため，その点につき担当教員である弁護士の先生にフォローしていただいた部分が多かったことが悔やまれる。普段から偏りのない学習をする意識を持とうと痛感した。

また相談の技術としては，弁護士の先生の依頼者との接し方や話の聞き取り方を間近で見ることができ，大変勉強になった。相手を傷つけないようにする言い回しや，まだ見えて いない論点を発見する先生の技術には感服するばかりであり，これを目の当たりにできて非常にいい経験ができたと思う。普段勉強する際に全く考えてこなかった，表情や態度を観察しながらのコミュニケーションなどを，本講義を通じて学ぶことができ，実践による学習 は机上の学習よりもはるかに難しいものだと感じた。相談者が見ている景色と同じ景色が目の前に描けるまでに質問をし，法的解釈に落とし込む，ということを意識して，今後も学習していきたい。

そして，現に目の前で起きている事件の怖さを知った。特に認知症や精神疾患などは身内 にいなかったため，介護等の苦労などがひしひしと伝わってきた。このような実際の苦労を目の前で語られることで，相談者を苦労から救い出す手助けをしたいと強く思った。 コロナ禍において，実際に現実の法的問題に直面している依頼者の方々と接する機会を与えられたことに感謝している。

## 臨床法学教育（民事）家事・ジェンダー C

選択必修（実務系基硴科目）2単位

## 【担当教員】

棚村 政行／太田 和範／小島 秀一／外山 太士

## 【授業概要】

臨床法学教育（民事）家事・ジェンダーでは，実社会の中での「生きた家族法」を学び， ジェンダーの視点を意識しつつ法律の解釈•事案の把握•相談者や依頼者との対応を行うこ とを学ぶとともに，専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得すること を目的とし，学生が，早稲田大学リーガル・クリニック法律事務所において，研究者•実務家教員の指導の下に，現実の事件処理に関与する方法（以下「クリニック」と呼ぶ）で行う。

その具体的方法としては，（1）法律相談事件の相談を直接担当する方法と，（2）教員が弁護士として受任した事件の法廷等を見学するなどし，書面作成に協力する等の方法がある。
（1）は，法律相談の申込みがあった事件について，予め設定した相談日に相談者に来ても らい，約 3－4名ずつに編制されたグループごとに，特定の事件について，複数の弁護士教員 の指導の下に大体 30－40 分事情聴取を行い，その後 10－15 分学生と教員が回答案について協議し，その後主として学生が教員の指導の下に大体 20－30 分程度で回答を行うというも のである。その回答で相談の目的が達成されれば，当該相談は終了となるが，さらに，相談者本人による調査や資料の取り寄せが必要であったり，あるいは学生•教員側の判例学説の調査などが必要であったりする場合には，継続相談日が設定される。相談前の法律調査等の準備及び事後の問題点の整理と復習が欠かせない。
（2）については，家庭裁判所での調停•審判は非公開であり傍聴が許されていないため，傍聴は訴訟事件の法廷傍聴等に限定される。調停や審判の申立書，訴状•答弁書•準備書面•陳述書，交渉のための内容証明などの起案を学生が行う場合もある。

このほか，（3）調停，法律相談活動のロールプレイ，面会交流の支援活動を実施する場合 もある。
事件の種類としては，離婚事件（財産分与，慰謝料，年金分割，親権，養充費，子の引渡 し請求，面会交流等を含む）•離婚前の婚姻費用分担請求事件，監護者指定，離婚後の紛争事件（養育費，親権変更，面会交流等）•認知•養子縁組等親子関係事件•遺産分割•遺言等相続関係事件が多い。
最終カンファレンスは，他のクリニックの履修生全員と一緒に行い経験交流をする。

## 【授業の到達目標】

生きた家族法・ジェンダー視座を学ぶとともに，専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得する。

## 【授業計画】

実際の相談依頼の人数•相談内容に応じて，相談体制を組みあわせていくので，常に臨機応変に対応するものとする。

## 【教科書】

特になし。

## 【参考文献】

和田仁孝ほか『リーガル・カウンセリングの技法』法律文化社
秋武憲一『離婚調停』日本加除出版
片岡武•菅野真一『遺産分割•遺留分の実務』日本加除出版
梶村太市•岩志和一郎•大塚正之•棚村政行•榊原富士子『家族法実務講義』有斐閣，2013年

家族法授業で使用している各自の教科書

## 【備考•関連U R L】

＜講義実施スケジュール＞
表記上，通年で実施する科目とされていますが，実際の講義実施スケジュールは，春学期 かまたは秋学期のみであったり，取り扱う相談案件の依頼状況等に応じ，毎週ではなく不定期であったりするなど，科目ごとに柔軟に設定することとされています。また，原則として春学期開始時に履修登録することになっていますが，受講生の応募状況によっては，秋学期開始前に追加応募を受け付けることもあります。詳細は，臨床法学教育科目に関する説明会 に参加するか，または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わ せ下さい。
＜受講要件等＞
「法曹倫理」の単位を修得済み，または並行履修していることを受講要件とする。 ＊なお，並行履修の場合は，「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とする。
「家族法特殊講義」の履修が望まれる。
＜受講者への要望＞
家族の問題について関心をもつ学生の皆さんの積極的参加を望む。
将来，家事事件を得意とする弁護士•裁判官として活躍できる者が多く育つことを期待す る。

## 報告書（春学期）

## 1 担当教員より

受講学生 5 名，教員 2 名（棚村•太田）で授業を実施し，全部で 5 回の家事相談事案を実施した。その内容は，（1）家庭内別居状態にある配偶者との離婚の可否及び婚姻費用の算定に ついての相談，（2）相続した財産（不動産）を配偶者に相続させないための方法についての相談，（3）所属しているサークルにおける強制わいせつ被害についての相談，（4）兄弟間でもめて いる遺産分割についての相談，（5）相談者に特別受益が認められるケースにおける遺産分割 についての相談であった。
本学期は，新型コロナウイルス感染症の影響により開講自体が危ぶまれたが，オンライン での事前準備及び相談実施による方法で開講をすることができた。
コロナ禍の下で，法律相談自体の申し込みがないまたは減少するのではないかと危惧し ていたが，結果として相談件数自体は例年とそれほど変わらなかった。相談者からは，この ような状況において，外出せずオンラインで無料相談を実施してもらえることは大変あり がたいとの声も頂き，特に今学期は地方や比較的アクセスが悪い場所に居住している相談者からの相談を実施することができたのはメリットでもあった。平時においてもオンライ ンでの相談の実施については柔軟に対応することを検討する余地もあると考えられる。た だ，本クリニックでは相続案件を扱らことが多いため，相談者に占める高齢者の割合が比較的高い。そのため，オンラインでの相談に不慣れである，そもそも PC 環境が整っていない といったケースもあった。この点の対応は今後の課題であると考えられる。
他方で，オンラインでの相談は，受講学生にとってはそれなりの負担，不便があったと思 われる。初対面の相談者に対し法律相談を実施すること自体が学生にとっては難しいもの であるが，オンラインでの相談ではやり取りのタイミング・呼吸に多少のずれが生じ，相談者の反応を五感で把握することもできないため，通常時よりも対応の難易度の高い相談と なったと考えられる。また，通常時とは異なり，事前準備の段階で，教員•学生間及び学生間で，記録，資料及び文献を相互に参照しながら議論をするといった環境を整えるのが難し く，クリニック全体で情報を共有して事前に問題点を検討することは困難であった。相談自体はオンラインで実施する場合でも，少なくとも担当者については事前検討に支障がない ように工夫をすることを来学期以降は検討していきたい。

## 2 受講生より

（1）受講してよかった点
普段はあまり勉強する機会のない家族法について，実務家の視点から勉強することで深 い理解を得ることができたと感じます。また，実際の法律相談を経験することができたこと は大変有意義でした。相談者から生の話を聞きながら法的構成し，最善の解決策を考えてお伝えする練習ができました。

さらに，先生方にご助言をいただく過程で，法律相談においては，相談者はご自身の不安

や困っていることを仔細にわたり語ってくれるものの，ときにはその語りを制して法律家 として聞きたい内容を聞き出すことも必要であると実感しました。
（2）反省点
オンラインでの相談自体は不必要な外出を減らすことができてよかったが，通信環境が悪く相談者の声が聞きにくいことがあったので，オンラインでの相談を実施するにあたっ てその点は何らかの対応を検討する必要があると思いました。

また，学生側で相談者に説明すべき部分について，学生側の準備に至らないところがあり，先生方に毎回多くのご助力をいただくことで回答をまとめられた場面が多々ありました。確かに，相談に行き詰まった時に先生方のご助力を頂くことは有難いことではありました が，学生側がそれに甘えて先生方に全てを任せていたのでは本来のクリニックの意味合い を失わせるものとなってしまい，学生側にさらなる配慮や努力が必要であると痛感しまし た。

さらに，相談概要から相談者が望んでいる内容を全て読み取ることはできず，話を聞いて いく過程で相談者の本心を見抜いたり，相談者の本音を探る手伝いをしたりすることも必要であると感じました。回答を誤らないためにはこのような点の理解も重要だと実感しま した。

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

受講学生 4 名，教員 2 名（棚村•太田）で授業を実施し，全部で 5 回の家事相談事案を実施した。その内容は，①外国籍の配偶者との離婚の可否及び居住不動産の退去請求について の相談，（2）兄弟間でもめている遺産分割についての相談，（3）母親の生前の財産の使途につい て不当利得返還請求訴訟を起こされている件についての相談，（4）内容を確認せずに署名押印してしまった遺産分割協議書についての相談，（5）離婚協議と共有不動産のローンの扱い についての相談であった。

本学期は，新型コロナウイルス感染症の影響もあり，相談者の状況や希望等を踏まえ，オ ンラインでの相談と対面での相談を組み合わせて法律相談を実施した。前学期と同様，この ような状況において，外出せずまた遠方からもオンラインで無料相談を実施してもらえる ことは大変ありがたいとの声も相談者から頂いた。
相談内容としても，家事・ジェンダークリニックとして，離婚•相続分野双方にバランス よく申し込みがあり，案件の数としても各受講学生が少なくとも 1 回は相談の主任を務め ることができる件数を確保することができた。また具体的な相談にあたつて，実際に訴訟や調停が提起されている件についての訴訟記録を参照しながら，相談者がおこなうべき対応 の指針や具体的な見通し，確保するべき証拠などの点についてアドバイスをおこなうなど，弁護士が実務において行う法律相談と同様の経験をすることができ，とても充実した活動 をすることができた。

## 2 受講生より

（1）受講して良かった点
今期のクリニックでは，離婚，相続に関する事案を主に扱ったが，家族法は，短答の知識を知っている程度で，それほど深く勉強をする機会がほとんどない科目なので，法律相談 という形で実際に起こっている問題を，実務ではどう取り扱っていくのかを学ぶことがで き，家族法の理解がより深まった。

また，今までは，授業で知識をインプットする機会しかなかったが，この学んだ知識を「使 う」機会がなかった。そんな中で，授業を通じて学んだ知識を使つて，実際の事案を考察し て，それを相談者に伝える貴重な機会を得ることができた。法律相談を受けて回答をする， という実務家の仕事と同じことを学生のうちに経験できたことで，勉強する際に実務はど う取り扱っているのかを気にするようになり，勉強のモチベーションにも繋がった。
相談者の方からの情報を基に法的にどのような解決方法があるのかを検討することや， また，その解決方法が本当にその相談者の意思に沿うものであるのかを考えることは，大変 だったものの，やりがいを感じた。

また，相談者に説明をする際に，専門用語をなるべく使わずわかりやすく説明する必要が あるため，普段当たり前のように使っている基礎的な用語•概念を改めて確認したところ，実はあまり理解していなかったことを発見できた。
（2）難しかった点•反省点
回答をする際に，話が二転三転する場合もあり，相談者から上手に話を聞き出すことが非常に難しかった。また，どのように論理立てて説明をしたら法律に詳しくない相談者に分か っていただけるかをもう少し改善できたため，もつと相談者に対して法律の話をうまく伝 えることができるようになりたいと感じた。また，自分の担当以外の案件についてしっかり検討できなかった部分があったので，せっかくの機会をもつと有効的に使うべきであった。

また，家事事件ということもあり，割り切れない感情を相談者が抱えていることもあった ため，それをどこに落とし込むのかが難しいと感じた。

## 臨床法学教育（行政）

## 選択必修（実務系基吥科目） <br> 2 単位

## 【担当教員】

人見 剛／水野 泰孝

## 【授業概要】

行政事件（行政をめぐる民事事件を含む）について，法律相談，事例検討，（事件受任時 には）起案等を行うことを通して，行政事件の実務を学びます。
カンファレンス（取り扱った事例の発表）は，民事班と共同で行います。
なお，2019 年度は，実際に事件を受任することになり，一年を通して受講生が訴状を作成し，訴訟提起に至りました。（2020 年度はこの事件を追うことも一つの課題とする予定 です）

## 【授業の到達目標】

弁護士になり行政事件に直面した際，これに対処することができる実務的な基礎技能を身に付ける。

## 【授業計画】

行政クリニックは，教員と学生が 1 つのグループとなり，実際の行政事件について，法律相談をはじめ，各種調査•検討，各種文書作成等を自ら行うことを通して，行政事件の実務 を学ぶ科目です。
取り扱ら事件は，リーガル・クリニックに新たに持ち込まれた事件，教員が関与している事件といった，現実に進行している生の事件です。法的紛争事件に限らず，地方自治体から の条例制定等の相談といった案件を取り扱うこともあります。
通年科目ですが，春班（主に春学期実施）と秋班（主に秋学期実施）に分かれて実施する予定です（ただし，人数による）。講義の合計時間は他の 2 単位の科目と同様であり，講義 の準備に要する時間も，配当単位数（2単位）に見合った作業時間（講義と準備を合わせて 90 時間）を上回ることのないよう，学生の負担についても配慮します。
2 年生については，単位の関係で正式履修が難しい者もいると思われますが，試行プログ ラム（単位にならない）として参加することも可能とします。具体的な講義実施スケジュー ルは柔軟に検討します。この場合，改めて 3 年次に正式に履修することも可能です。この形 で応募する学生は，「試行プログラムとして参加を希望する」旨明示して志望票を提出して ください。試行プログラムに参加する学生は，別途教員と日程等を調整して内容を決めてい きます。

## 講義の内容と進行

第1回 オリエンテーション
第2回一第14回 法律相談，各種調査•検討，各種文書作成といった，行政事件に係る諸活動を行います。
第15回 カンファレンス（取り扱った事例の発表）は，民事班と共同で行います。

## 【教科書】

指定なし。

## 【参考文献】

特になし。

## 【備考•関連U R L】

＜講義実施スケジュール＞
通年で実施する科目とされていますが，実際の講義実施スケジュールは，春学期かまた は秋学期のみであったり，取り扱う事件の状況等に応じ，毎週ではなく不定期であったり するなど，科目ごとに柔軟に設定することとされています。また，原則として春学期開始時に履修登録することになっていますが，受講生の応募状況によっては，秋学期開始前に追加応募を受け付けることもあります。詳細は，臨床法学教育科目に関する説明会に参加 するか，または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わせ下 さい。
$<$ 受講要件等＞
「法曹倫理」の単位を修得済み，または並行履修していることを受講要件とします。
なお，並行履修の場合は，「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とします。
＜受講者への要望＞
意欲ある学生の履修を期待しています。

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

（1）法律相談を 2 件実施した（概要は次のとおり）。法律相談に先立って，相談内容に ついての事前倹討を行うとともに，法律相談実施後に，反省会•相談者へのフィードバック の検討を行った。いずれも事件の見通しとして相談者の意向に沿ら結果を出すことが難し い内容であったこともあり，受任には至らなかった。
（案件（1））国民健康保険税等の滞納を理由とする滞納処分により，相談者の給与の差押え がなされたことに対して，相談者と市との間では分割納付の合意があったにも かかわらず差押えを行ったのは違法ではないかとの相談案件。
（案件（2））相談者の居住地に隣接する大規模建築物が解体された際，市が騒音規制法•振動規制法に基づく対処をしなかったことが違法ではないかとの相談案件。
（2）実務家教員が代理人として担当している国を相手とする訴訟（LINE のサービスを用いて住民票の写しの交付請求を行うことについて，総務省が各自治体にこれが違法であ る旨の技術的助言を発出したことの違法性を争う訴訟）について，法律論について検討する とともに，原告である会社の代表取締役から，訴訟を提起した理由や訴訟を提起するまでの行政とのやり取りなどについて，直接話を聞く機会を設けた。

## 2 受講生より

＜案件（1）を中心に取り組んだ学生より＞
案件（1）は，問題点の直接的な回答となる裁判例が見つからず，関連する裁判例を根拠に， どの程度のアドバイスを行うかを判断することが難しい点であると感じた。
相談者は過去に利用した法律相談の結果に納得していないとのことだったが，関連する裁判例を紹介し，事件の見通しについて相談者の意向を実現することが難しいと考える理由を報告書にまとめたところ，相談者の納得を得ることができた。意向に沿ら結果を出すこ とが難しい場合の対応として，誠実に意見を述べることと，単に結論を伝えるにとどまらず，根拠を示して丁寧に説明を行うことが重要であると学んだ。
＜案件（2）を中心に取り組んだ学生より＞
本件は，工事の進行中ではなく，解体工事終了後に振動•騒音の苦情を申し立てるという点で一般的な振動•騒音に対する苦情の事案とは異なるものであった。解体工事終了後では事後的な金銭賠償しか方法がなく，また，現に証拠を収集できる状況も失われていたことか ら，生の事件における適時適切な法的手段の選択の重要性，証拠収集の重要性を理解する貴重な機会となった。また，行政事件ということで，証拠収集のような事実的活動のみならず，個別法による下位政省令や規則への委任関係を読み解く面白さも体感できた。

## 臨床法学教育（刑事）

選択必修（実務系基喽科目）2単位

## 【担当教員】

吉田 秀康／趙 誠峰／神田 安積

## 【授業概要】

この科目では，刑事事件を受任し，弁護士資格を有する教員とともに，刑事并護人として の職務を遂行する。現実の事件を担当することで，刑法や刑事訴訟法が現実の事件にどのよ らに適用されているか，法律家の役割はどのようなものか，身体拘束を受けている被疑者•被告人がどのような状沉にあるか，また関係諸機関がどのように機能しているかを学ぶ。

また現実の依頼者のために活動することで，弁護士としての倫理，専門職責任などについ ても学ぶ。
春学期班と秋学期班（各 12 名まで）を募集するが，特に捜査弁護は集中した弁護活動が要求されるため，春学期班は夏季休暇中に，秋学期班は春季休暇中に開講する。

## 【授業の到達目標】

現実の事件処理を通して，刑事弁護の仕組み，刑事弁護人の心構え・倫理などを基本的に理解し，併せて刑事弁護の重要性を肌で体験することを目標とする。

## 【授業計画】

学生が関与する刑事事件の段階としては，主に捜査弁護であり，弁護士会が実施している当番弁護制度を利用し，派遣要請を受けて行う。学生が担当する職務は，依頼者との接見，事実調査，関係者との面談，書類作成，各種申立など，法令が許容する範囲で，可能な限り，并護士と同様の職務を，学生が主体的に并護士と同様の責任を持って行ってもらう。
具体的にはオリエンテーション・模擬接見のあと，当番弁護事件の配点を受けて出動し弁護活動を開始するが，その具体的内容は班ごとに指導の教員と参加学生が協議して決定す る。終了後は全部の班が参加して報告会を行い，最後に各参加学生が報告書を作成•提出す る。

## 【教科書】

特になし。

## 【参考文献】

「刑事弁護ビギナーズ ver．2．1」（現代人文社）

## 【備考•関連U R L】

## ＜受講要件等＞

「法曹倫理」の単位を修得済みか，または並行して履修していることを受講要件とします。 ＊なお，並行履修の場合は，「法曹倫理」の単位修得をもって臨床法学教育科目の単位取得要件とします。

```
<受講者への要望>
    特になし。
```


## 刑事クリニック A 班

## 報告書（春学期）

## 1 担当教員より

受任した事案は，被疑者が，散歩の途中で，女性の姿態を覗くため，マンション 1 階のベ ランダに侵入したという住居侵入事件であった。被疑者は，無職で生活保護を受けて生活し ている者であり，犯行当日は，朝からワインを飲んでおり，自宅アパートの大家とトラブル となったところ，むしゃくしゃした気持ちであったことから散歩に出かけて，本件犯行に及 んだというものであった。
ただ，被疑者には，アルコール依存症等によって精神病院への通院歴があったが，接見時 の被疑者の状況や本件犯行の状況などからして，当初の段階では，特段に責任能力に問題は認められなかった。

なお，被疑者との接見については，新型コロナウイルス感染症の拡大のため，学生は参加 できないこととなり，学生は，教員が接見して聞き取った内容を確認した上で，書面の作成等の作業を行うこととなった。
受任した後は，事案が軽微であることなどを理由として，検察官に対して勾留請求しない ことを求める意見書を作成して，検察庁に提出し，その後，裁判官に対して，勾留請求をし ないことを求める意見書を作成して，裁判官に提出し，電話で，裁判官面接を行った。

その後，被疑者が，留置中の警察署において，トイレの水で壁を洗うなどの特異な言動を とったことから，検察庁において簡易鑑定を実施することとなり，弁護人としても被疑者の責任能力に疑義があることなどを理由とした不起訴を求める意見書を作成して検察庁に提出した。

しかし，被疑者には，同種の住居侵入の前科もあったことなどから，公判請求され，その後，執行猶予付き判決が宣告された。
今回は，学生が被疑者との接見ができず，また，教員ともオンラインで議論をするしかな い状況下にある中で，学生同士も，長時間にわたってオンラインで議論をして多数の書面を起案しており，限定された環境下でできる限りの活動をしたものと思われた。

## 2 受講生より

私が A 班の担当事件を通して学んだことは 2 つある。
まず 1 点目に，事件の変化に柔軟に対応し，それぞれの局面に応じて被害者にとっての最善の弁護活動を追求していく必要性を感じた。私たちが今回担当した事件を一言で表す と，「想定外」という言葉が当てはまる。中盤頃までは，被疑者が生活保護を受けていたこ とや無職であったことに鑑み，就労支援の観点から弁護活動を検討していた。しかし，拘留所内での特異行動があったことから，犯行時の責任能力について疑義があるとの主張に切 り替えて弁護活動を行った。刑法で学習する「責任能力」と，実務における責任無能力であ ることの主張には大きな違いがあることを学んだ。実務においては，精神鑑定という医学的 な知見を，法的評価に落とし込んで法律家が主張していくことの難しさを体感することが できた。検察官の終局処分に対する意見書において，責任能力に疑義があると主張して，不起訴処分が妥当である旨を主張した。書面では，犯行時に，被疑者に精神障害が存在したこ とを疑わせる事情，精神障害の症状が犯行に影響したことを疑わせる事情という 2 段階構成で責任能力に疑義があるとの主張を行った。特に，「精神障害の症状が犯行に影響したこ とを疑わせる事情」については，精神鑑定の考察に当たつての「7つの着眼点」（a 動機の了解可能性 b 犯行の計画性 c 違法性の認識 d 精神障害による免責可能性の認識 e 平素の人格 に対する犯行の異質性 f 犯行の一貫性 g 犯行後の自己防衛）をベースに検討した。このよう な視点を理解することももちろん，本件に当てはめていくことは非常に難解だった。犯行を目撃したわけではなく，状況を間接的に伝聞した弁護人は，想像力をもって被疑者の立場に立つことの必要性を知ることができた。今回，作成する書面がなかなか認められず，刑事弁護の厳しさを思い知らされた。しかし，実務家である吉田先生，日高先生と共に事件を担当 していく中で，刑事弁護人の心意気に触れ，刑事事件において刑事弁護が不可欠のものであ ることを再認識することができた。
そして 2 点目に，裁判官や検察官はもちろん，社会福祉士や就労支援機関の職員と連携 することの必要性を学んだ。本件のように，被疑者が生活保護を受けていたり，無職で資力 がなかったりというケースは少なくないと考える。このような事案においては，被疑者が罰金を払うことができずに，結果的には労役という形をとらざるをえないことから，弁護側が積極的に罰金刑を主張することが妥当でない場合もある。弁護人の果たすべき使命として，第一に被害者の身体を開放し，被疑者の将来，更生のために最善の処分を求めていくことが必要であると考える。さらに，本件を担当することを通じ，被疑者の状況や今後の指針等に ついて，社会福祉士や就労支援機関に引き継ぎをしていくことの重要性を感じた。本件の被疑者は前科 3 犯であり，職を有していないことが犯行に大きな影響をもたらしていること は間違いないと考える。今後本件に関わることはできないが，被疑者が二度と再犯をするこ とがないことを信じている。刑事クリニックにおいて具体的な事件を担当することを通し て，さらに，法律家になって被疑者に寄り添いたいという決意を強くすることができた。

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

受任した事案は，被疑者が，飲酒した上で自宅に帰る途中で，2 カ所において，植木鉢を壊したといら器物損壊事件であった。被疑事実は 2 件であったが，同様の事件が他に 3 件存在していた。被疑者は，酒に酔っていたことから，当時の記憶がほとんどないが，警察官か ら示唆されると，僅かながら記憶があるという状態であり，犯行自体は認めていた。
受任した後，接見を行ったが，学生は一般接見という形であったが，接見をすることがで きた。
接見が終わった後，被疑者と同居している女性と連絡を取って面談し，被疑者の生活状沉等について報告書を作成し，また，被疑者の会社の同僚の取締役とも電話で事情を聴取して，被疑者の仕事の内容等について報告書を作成した。
本件については，事案が軽微であり，被疑者は本件犯行を認めた上で，余罪を含めた事件 について示談を希望していること，被疑者は会社の取締役であり，経済的にも示談が可能で あること，結婚を予定している女性と同居していることなどから，証拠隠滅のおそれも，逃走のおそれもないことを理由として，検察官に対して勾留請求しないことを求める意見書 を作成し，上記の報告書を添付して検察庁に提出し，さらに検察官と面談した。
その結果，検察官は，被疑者について勾留請求をすることなく，被疑者を釈放した。釈放 された日に，被疑者と面談し，被疑事実 2 件と余罪 3 件について，被害者と交渉して示談す るという弁護方針を確認した。
その後，被害者 5 名のうち 4 名と面談し， 1 名とは電話で，示談交渉を行った。その際，被害者 2 名との示談交渉には，学生も同席することができた。その後，学生は，示談書の起案をし，最終的には，すべての被害者と示談が成立した。

また，被疑事実及び余罪を確認するために，犯行現場に赴いて状況を確認し，その状況に ついて，写真撮影をして写真撮影報告書を作成した。

その後，学生において，不起訴処分を求める意見書を作成して，検察官に提出した。 その結果，被疑者は起訴猶予処分となった。

## 2 受講生より

私がクリニックを履修した目的は，クリニック授業を通して実務を知り，刑事手続きの流 れを深く理解し，正しい刑事弁護の知識を身につけることでした。

まず，今回のクリニックによって，刑事手続きの流れを今までより格段に理解が進んだと感じます。
被疑者が逮捕から勾留請求されるまでの法定の時間内に，検察官へ提出する勾留請求を しないことを求める意見書を作るために，班のみんなでZOOMを繋げて意見書に対する意見をぶつけ合い，朝の 4 時にそれを完成させたという体験がありました。このような体験 を通して刑事訴訟法が定める時間制限の厳格さを実感することができました。

そしてその意見書を書くためには，たとえ短い時間でも接見がとても重要であることを痛感しました。後から意見書を書きながら，接見において聞くべきことを聞いていなかった と思うことが度々ありました。

加えて，弁護士という仕事のやりがいも垣間見る機会となりました。勾留請求はしないと いう連絡を副検事から受けた旨の連絡を先生からいただいたときや，釈放された被疑者や その交際相手と改めて打ち合わせのために会ったときにほぼ徹夜で意見書を作った甲斐が あったと感じ，達成感を味わうことができました。

それと同時に，自分の勉強の甘さにも気づく機会となりました。特に検察官に対し不起訴処分を求める旨の意見書を作成したときにそれを感じました。一般的に作成される意見書 が念頭に置いている規範を想定しながら，被疑事実とそれに関する事実の当てはめを行い， それに評価を加えて結論を出すという基本的な法的思考を文章において表現できず，先生方から厳しいご指摘を受けたことがありました。書面の宛先が本物の検察官であり，依頼人 は本物の被疑者であることを思うときに実務の厳しさを痛感すると同時に非常に情けなく，悔しい思いでいっぱいになりました。

刑法や刑事訴訟法はもちろん，今後の勉強において，以後このような悔しい思いをするこ とがないように精一杯勉学に励みたいと思いました。
最後に今回のクリニックを通して，先生と多くの会話を交わすことができました。その内容は一貫して「正しい刑事弁護」とは何かを考えさせる内容でした。長年実務でご活躍の中 においても「正しい刑事弁護」とは何かということを追及されて，それを実行されているこ とを知ることができました。仮に弁護士になった暁には，そんな先生を見本にさせていただ きながら，探究心を失わせることなく，「正しい刑事弁護」を追求し続けていきたいです。

## 刑事クリニック B 班

## 報告書（春学期）

## 1 担当教員より

取り扱った事件：暴力行為等処罰法違反被疑事件
事案の概要：コンビニエンスストアの占員と喧嘩し，店員に暴行を加えたとされた事案活動の概要：

学生 4 名。コロナの影響から，今回は接見を含め弁護活動は全て「在宅」で行うこととな った。そのため，弁護士のみで接見や事情聴取等を行い，その内容を学生に伝えた上で，学生が意見書を起案する，といら流れとなった。

勾留請求却下に向け，家族や仕事の関係者らと連絡を取り，環境調整を行った。家族との面談時，学生とは zoom を繋ぎ，会議に参加してもらった。依頼者の生活圏内にあるコンビ ニエンスストアの店員との間の事件であり，今回騒動になるのは 2 回目であったが，相手方 も逮捕されていたため，担当検事からは釈放後の示談関係を進めて欲しい旨の話もあり，勾留請求はせずに双方釈放された。釈放時に学生は立ち会うことができなかったので，LINE

電話を繋いで依頼者と話をしてもらつた。その後，相手方との話合いはコンビニ店主の介在 により難航したが，結果的には不起訴となった。

## 2 受講生より

刑事弁護について感じたこと
－依頼者はそもそも生身の人間であるということを大事にするという姿勢が依頼者に真摯 に向き合うことに繋がるのだと感じました。
－オリエンテーションの模擬接見において，弁護士は依頼者の権利利益を守るためにアドバ イスをするというお話がありましたが，話を聞いて終わりではなく弁護士として指針を示 すということはこういうことなんだと実感することができました。
－書面を作成する際に，「被疑者」ではなく，「H氏」であると趙先生から強調されたことで す。
－活動を通して特に大変さを感じたのは，勾留請求の意見書を提出するまでの時間が限られ ている点です。
刑事クリニックの意義について
－釈放された様子を見て，意思に反する身柄拘束から解放された本人の喜びが伝わってき て，こちらも嬉しくなりました。また，迎えに来たお父さんのほっとした様子をみて素直に「よかったですねえ。」とわが子を思いやる父親の気持ちに共感できました。サラリーマン生活が長かった私にとって「仕事」とは文書の作成と会議の連続であり，このように人が本当に安堵したり喜んだりすることに立ち会う機会はほとんどありませんでした。このよう な機会に巡り合うことができ，刑事弁護という仕事は豊かな仕事だなあと感じました。
－刑事事件に関わることに対しては，最初はどこか怖いイメージや，他人事というイメージ がありましたが，悪い意味ではなく，もつと身近にあるのだなと感じました。

- 活動全体を通して弁護士として必要な心構えの一端を学ぶことができました。
- 実際の事件を扱いながら先生の鋭い指摘を受ける中で座学では考える機会のないことを考える，非常にためになる経験をしたと思っています。


## Zoom での実施について

－本人の接見に立ち会ってその人となりを感じたり，警察署に行きその雰囲気を感じたり， ご家族の心配する様子や釈放されたときの本人の安堵と喜びに直接立ち会うなど，五感で感じることができなかったことは残念でした。体験型であるこの授業はズームには向かな いと思いました。
－オンラインということで，直接と接見することが叶わず，「H氏のために」，という意識が全く持てていなかったことに気づかされました。
－H 氏が釈放される日に三宅先生がつないでくださった LINE 通話で H 氏の姿や話しぶり を拝見することができ，そこで初めて，この人のために活動していたんだなと実感すること ができました。事件の概要を先生方から伺ったり写真を見たりすることで想像していた H

氏とはまったく違う印象で，正直で誠実そうな人だという印象を持ちました。自分のイメー ジの中の「犯罪者」とはかけ離れた印象を持ちましたし，「普通の人」なんだなということ を感じ，はつとさせられました。それまでに趙先生がおっしやっていたことの意味もこの日 に初めて理解できました。今回は叶いませんでしたが，接見時にアクリル板越しにいた H氏が釈放されて出てくるところに立ち会う感動はとても大きいのだろうなと思いました。
－今回は被疑者である H 氏と直接接見することができず，H 氏の雰囲気や感情を直接把握 することができなかったのでその点は残念でした。

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

取り扱った事件：傷害被疑事件
事案の概要 ：カラオケ喫茶において依頼者が客同士で喧嘩となり，もみ合いになった際に割 れたグラスで相手の顔を傷つけたとされた事案

活動の概要：
接見：学生 4 名。秘密接見に入ることができ，第一回目の接見の冒頭を除き，全ての接見 を学生主導で行った。時間の制限もなかった為，学生は工夫して依頼者から詳細に話を聞い たり，誓約書を作成してもらう等していた。なお，接見渋滞にはまり，終電ギリギリまで接見を行うこともあった。

情報•証拠収集等：事件現場に行き，目撃者の店主に会って状況を再現してもらい，供述調書を作成するとともに，現場等の写真撮影を行なった他，身柄引受人になりうる親族や関係者に連絡を取り，自宅に赴いて陳述書を作成した。

勾留請求に対する意見書等の作成：依頼者は当初より「相手から殴ってきた。グラスを自分で割ったことはない。」旨の話をしていたため，正当防衛の成立も含めて検討を行ない，書面を作成した。もつとも，検察官•裁判官はともに学生作成の意見書を読むことなく，勾留請求を却下した。

釈放：学生が依頼者を警察署まで迎えに行き，事件現場となった店へ依頼者の自転車を回収しに行くなど行なった。

示談等：相手方男性との面談を実施し，学生が同席。供述調書を作成した。
終局処分：示談書を添付し，意見書を作成した。結果は不起訴となった。

## 2 受講生より

接見について

- 接見室は無機質で気がめいってしまいそうな場所だなということでした。
- 部屋が一つしかないことから他の接見がなされていると待たなければならず，接見は夜遅 い時間にしか始められないこともありました。また私たちの次に接見に来る予定の弁護士 が，終電の関係から断念していることも知りました。
－初回接見は，なぜ依頼者は逮捕されることになったのか，依頼者が何をしたのか，が全く分からない状態から，依頼者の話に基づいて事件の概要を把握し，意見書作成のための具体的な事情についても適宜聞いていくことが必要になると考えますが，これを短時間のうち に聞き出し，時系列，人間関係，行為態様などを整理することがいかに難しいことかを思い知りました。


## 弁護活動について

－検察官と刑事弁護人との間にある情報量の差の大きさに驚愕し，どちらかというと刑事弁護人の方があの時間制限によって急がされているのではないかという感覚に陥りました。
－朝方まで検察官に対する意見書を作成し提出したにもかかわらず，検察官にそれを読まず に勾留請求したと言われた時は素直に憤りを覚えました。
－配点から勾留請求却下までの 3 日間は精神的に追い詰められました。
人質司法について
－依頼人は普段飲んでいる薬とは違う薬しか処方されずに，体調があまり良くないというこ とでした。逮捕されるということは，その人にとっては日常とは大幅に異なる生活を強いら れることになります。今回の事件は喧嘩がヒートアップして起こったもので，凶悪なもので はないのにもかかわらず，このような生活の変化を強いられるのであれば，せめて弁護士と依頼者とのアクセスを確保するべきだと思いました。
－裁判官，特に検察官にとって，被疑者勾留は日常的な手続きであるところ，身柄拘束を重 く考えていないのではないかと感じました。私もこのクリニックに参加する前までは，この身柄拘束につきあまり考えたことはなかったのですが，勾留請求及び勾留の裁判は一般人 の生活の自由を奪うものであるところ，検察官及び裁判官はこれが重大な侵害になり得る との意識の下で，かかる手続きをするべきなのではないかと考えます。刑事クリニックの意義
－今回の刑事クリニックで最も達成感を感じたのは，やはり依頼者が釈放された瞬間でし た。アクリル板越しにお話しをした依頼者が，お出迎えに来てくださった依頼者のお姉さ んや古くからのお友達と嬉しそうにお話をしておられるのを見ると，一刻も早く身柄の拘束を解くことがいかに重要であるのかを身をもって感じました。
－刑事弁護士は，自分が何を信じてどのような目的で行うのかという覚悟を決めなければす ることが出来ない職業だと特に感じました。身体拘束という人権侵害はそう簡単に行って いいものではないということを強く心に叩き込んでいただけたことは一番の収穫でした。

## 刑事クリニックC班

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

傷害罪で通常逮捕された依頼者より依頼を受け，受任しました。被疑事実は，依頼者が，
JR 某 駅のホームにおいて被害者である女性に胸倉を掴まれたことに対し激高し，女性に

対して暴行を加え，全治 1 週間程度の傷害を負わせたという事件でした。依頼者が早期釈放 を希望していたことから，勾留の回避と不起訴処分を目標としました。受任当日，依頼者の知人及び弟から身元引受書を取得し，翌日，検察官に対し，勾留請求をせずに积放すべき旨 の意見書を提出したところ，検察官が勾留請求をせず，早期の身体拘束の解放が実現しまし た。その後，被害者との間で示談が成立し（示談金は 5 0 万円），不起訴処分となりました。

## 2 受講生より

事件配点後，直ちに接見を行い，依頼者の関係者から身柄引受書の作成に協力して頂くと ともに，勾留請求に対する意見書を作成した。その結果，検察官から勾留請求がなされるこ とはなく依頼者は釈放された。その後も，被害者との示談交渉，関係者からの事情聴取，不起訴意見書の作成等を行い，依頼者の不起訴処分を獲得することができた。

ここまで依頼者の逮捕から 2 週間程度しか経っておらず，短期間のうちに数多くの活動 を行うこととなり，その速さにまず驚いた。また，物的証拠が乏しい中で，被疑者や関係者 の証言から事件の全容を解明していかなければならず，そのことの困難さも痛感した。

そして，逮捕後の弁護方針の決定の際には，人質司法ともいわれる現代の司法制度の問題 を垣間見ることができた。逮捕直後，依頼者は黙秘権の行使をすることとしていたが，その後の検察官との面会で黙秘権行使が依頼者にとって不利に働くことが予想されたため，依頼者には黙秘権を行使しないよう再度指示し，その結果として勾留請求されず釈放された。黙秘権の行使は憲法上保障された防御権のひとつであって，勾留請求の要件とは無関係で ある。にもかかわらず，このような弁護方針をとったことが適切なのかということが問題と なった。この点については，我々も悩み，また，後の他の班と行う報告会でも大きなテーマ として議論され，今後も考えていかなければならない問題であると実感した。
さらに，被害者との示談交渉においても，被害者や事件ごとの事情を見極めた上で根気よ く説得していく必要があることが分かった。他の事件，特に本件よりも凶悪といえるような事件では，どのように被害者と接していくべきかという点も考えていきたいと思う。
そのほか，意見書の作成においても，なぜこの事実が被疑者にとって有利なのか，何のた めに必要なのかということにも大いに悩むこととなった。

また，昨今の情勢からZoom を通しての活動となったため，直接の接見や交渉に参加する ことができなかったのは非常に残念であった。今回の活動を通して，弁護人の責任の重さや役割の重要性についても改めて確認するとともに，自分の学習が至らない点も大いに実感 したので，普段の学習をより真摯かつ丁寧に取り組んでいこうと思う。

## 刑事クリニックD班

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

建造物侵入•窃盗未遂罪で現行犯逮捕された依頼者より依頼を受け，受任しました。被疑

事実は，新築工事現場建物内に，金品窃取の目的で侵入し，段ボール箱内に入っていた作業服内ポケットから財布を窃取しようとしたが，その目的を遂げなかったといら事件であり，同種の前科がありました。依頼者は建造物侵入の事実は認め，窃盗については否認しており，早期釈放を希望していたことから，勾留の回避と不起訴処分を目標としました。依頼者の家族から身元引受書を取得し，検察官に対し勾留請求をせずに釈放すべき旨の意見書を提出 しました。同日，検察官が勾留請求をしたため，その翌日，裁判官に対し勾留請求の却下を求める意見書を提出しましたが，勾留が認められ，準抗告妻却，勾留延長も認められ，準抗告も重却されました。その間，連日合計 2 5 回の接見をし，供述調書の作成をさせなかった ところ，終局処分は建造物侵入罪について略式起訴（罰金 0 万円）となり，窃盗未遂罪は不起訴になりました。

## 2 受講生より

私たちが配点された事件は，否認事件だった。どうしても今日出たいという依頼人の言い分も心から共感できた。その後，刑事や検察官と面会を重ねるうちに，まったく想定してい なかった話や，証拠が浮かび上がってきた。これが正しいと思っていた事実が，次第に不合理に思えてくるようになった。私は，どういう気持ちで，どういう立場に立って体頼人と向 き合っていくべきなのか時間が経っごとに分からなくなった。そんな中，先生方の接見の姿勢は鮮明に記憶に残っている。聞いていて心苦しいくなるくらいこの先の手続きが甘くな い現実を伝え，それでも，全力で頑張るという姿勢を最初から最後まで貫いていた。依頼者 の味方として，并護人として，どういう姿勢を貫くべきなのかとても勉強になった。
手続きが目まぐるしく進んでいく逮捕から勾留までの 3 日間は，この刑事クリニックの中で精神的にも体力的にも一番辛い期間だった。初めての文書の起案に困惑しつつ，厳格な時間制限と戦うのは今までにない経験だった。また，「信頼関係」を構築する難しさも学ん だ。

刑事弁護活動は，ずっと暗闇の中で探るような感じだった。事件の全体像が最後まではっ きりとは分からず，裁判所や検察庁へ主張することが空振りになったことも多かった。有益 なのか，必要なのかはわからなくても，手続きが終了した後で後悔しないように，できる限 り関係者と会い，話を聞き，書面を作成するのが，刑事并護なのだと感じた。起案する書面一つをとっても，法律に書いてあるものだけでなく，事実上の「意見書」「申入書」など，様々なものがあり，刑事弁護活動には，どこまでやってもやりきるということがないのだと感じた。

## 臨床法学教育（労働）

選択必修（実務系基䃈科目）2単位

## 【担当教員】

小林 譲二／島田 陽一

## 【授業概要】

臨床法学教育（労働）では，実社会の生の素材を利用することで，学生が実社会の中で「生 きた法」を学ぶとともに，専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得する ことを目的とする。
学生は，大学附属公益法律事務所において，弁護士教員の指導の下に，現実の事件処理に関与する方法（「クリニック」と呼ぶ）で履修を行う。
労働事件に関与する法律実務家には，労働法規のほか判例法理や労使関係の実情等の知見を含む専門性が必要とされる。また，労働訴訟においては使用者に証拠が偏在しているこ とが多く，法律実務家が労働者の代理人弁護士となる場合には，事実調査や立証•尋問技術等において特段の努力や技量が必要とされることもあり，また，経済的弱者である労働者の ニーズに応えるために公益的観点から受任することも必要とされる。

このような特色を有する労働事件に関与する法律実務家を養成するために，労働クリニ ックは，学生に実際に発生した労使紛争の実情に接し労使紛争解決手続に関与させること により，労働事件における専門性を習得していく契機と基礎的素養を提供するものである。

## 【授業の到達目標】

労働法の実際の適用場面を体験することにより，実務的な思考能力を体験する。現実の雇用関係の中で生じているトラブルを聞き，それが具体的にどのような法律問題であるかを明らかにする能力を身につける。

## 【授業計画】

労働クリニックは，弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックの法律事務所において行 われる。
学生が履修する基本的内容は次のとおりである。
（1）法律相談
学生は，弁護士教員の指導•監督のもとに，労働事案の相談者と面談して相談内容を聴取 し，法的アドバイスを行う。相談票や相談報告書を作成し，教員に提出する。
（2）受任事件への関与
学生の指導等の観点から指導担当教員が事件として受任することが適切•可能と判断さ れる相談案件は，指導担当教員が事件として受任する。受任する事件は，労働者を依頼者と

する事件に限定する。学生は，指導担当教員が受任した事件について，指導担当教員の指導 のもとに，事実調査及び法的分析を行い，交渉事件については通知書や合意書の案を作成し，訴訟事件については訴状•準備書面など各種書面の起案，依頼者との打ち合わせ，弁論期日 の傍聴などを行う。
（3）事例検討•研究会
学生は，指導担当教員の個別指導のほか，相談案件•受任関与事件等についての事例検討 や討議を行う。

## 【教科書】

指定なし。

## 【参考文献】

労働相談の手引きとして参考となるものに『労働相談実践マニュアル』がある。クリニッ クには，その他の参考文献が整備されている。

## 【備考•関連U R L】

＜講義実施スケジュール＞
表記上，通年で実施する科目とされていますが，実際の講義実施スケジュールは，春学期 かまたは秋学期のみであったり，取り扱う相談案件の依頼状況等に応じ，毎週ではなく不定期であったりするなど，科目ごとに柔軟に設定することとされています。また，原則として春学期開始時に履修登録することになっていますが，受講生の応募状況によっては，秋学期開始前に追加応募を受け付けることもあります。詳細は，臨床法学教育科目に関する説明会 に参加するか，または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わ せ下さい。

## ＜受講要件等＞

「法曹倫理」の単位を修得済み，または並行履修していることを受講要件とする。 ＊なお，並行履修の場合は，「法曹倫理」の単位修得をもつて「臨床法学教育」の単位修得要件とする。

労働法 I，II 等の労働法関連科目を受講することが望ましい。
＜他の授業との関連＞
労働法 I，II 等の労働法関連科目を受講することが望ましい。
＜受講者への要望＞
特になし。

## 報告書（春学期）

## 1 担当教員より

## 【概括】

今年度春期の労働クリニックは3月から本格的なパンデミックとなったコロナ禍のもと で行われた。そのため，受講生，相談者とも対面での打ち合わせが全くできず，Zoom での打ち合わせを強いられた。そのため対面に比べて，調查が不十分となる恐れがあることから，従前に比べて事前の準備に時間を取った。事件の概要の把握，要調查事項の事前の質問票に よる回答の促進などである。その成果もあり， 3 件の事件の相談があった。 1 件は春学期中 に全面解決（1）事件），1件は受任し相手方会社と交渉（2）事件），1件は秋学期への継続案件として受任予定となった（3）事件）。

## 【事件の内容】

（1）全面解決した（1）事件はもっぱら中国人労働者をソフト開発会社に派遣する派遣会社の賃金未払事件である。2019年6月入社，ソフト開発派遣の現場を持たない場合でも基本給 33 万円，現場をもった場合には 22 万円がプラスされ，交通費 1 万円が支給される契約において，6月は現場がなく，7月～10月末まで現場で就労したが，6月分賃金33万円，10月分賃金56万円が未払いとなった事件である。本人は同年10月末で退職し，労基署にも賃金不払いを申告したが解決せず，別の弁護士にも相談したが，報酬の約束のみ で事件に着手してもらえず，やむなく当クリニックに相談したという事案である。
事前調査と打ち合わせの結果，6月分未払いの理由は不明，10月分未払いの理由につい ては，初めて日本の台風に遭遇して恐怖し中国に一旦帰国したが，戻るよう諭されて直ちに再来日し，結局無断欠勤1日で仕事は完成させて退職したが，会社からは無断欠勤を理由に賃金未払いとしたと説明されていた。いずれにしても労基法 24 条の賃金全額払いの原則 から会社の主張には理由なしと判断して，内容証明郵便案を受講生に起案してもらい，私が補正して送達した。会社に送達後，担当者との交渉が実現し，6月未払いの理由は，当時の経理担当者のミス（どうやら経理担当者の使い込みがあったようだ）であり，未払いの理由 がないことを会社も認めた。10月分も仕事を完成させたことに間違いないことを会社も認め，退職した日から賃確法による年率 $14.6 \%$ の遅延損害金を含めて全額を支払わせる ことができた。
（2）（2）事件は春学期終了後も交渉継続している。同事件も（1）事件と同じ会社の別の中国人の賃金未払い事件であるが，事案はやや複雑である。中国での内定通知と日本での契約書
 は同手当の記載がなく社員寮に入居，正社員ではなく有期雇用とされていた），契約上の労働条件は何かが問題となった。かつ本人が仕事を早く覚えるために担当しているソフトを自宅に持ち帰ったことを会社に各められ，会社は損害が生じたとして損害金を 2 か月に分割して賃金から控除し，さらに現場から2か月間離れた間の基本給を全く支払っていない という事案である。
（1）事件同様に，当方の主張をまとめて内容証明郵便で通知したところ，同じ担当者から，派遣先との間で損害金が生じ，これを会社と本人で按分して30万円を弁償させることと し，これを 2 回に分割して賃金から控除することに本人が合意したというものである（一応労基法24条の判例では，合意による相殺は有効とされている）。春学期が終了した後も， その論点を含めて交渉を行った。
（3）（3）事件は，業者から依頼を受けて翻訳といら成果を提供し，体頼者側は完成したと して受領したのに，後日，仕事は未完成だとして約束の報酬の半分程度しか支払わず，10万円が未払いとなっている事案である。法的論点は，i 相談者が労基法上•労働契約法上の労働者か，であり，ii また仕事は完成しているか，である。第1の点については，調査し打 ち合わせした上で合議したところ，労基法上の労働者というのは難しく，委任契約と考えざ るをえないという結論となった。二つ目の論点については，当方の調査では仕事完成のうえ引き渡ししたと立証できるという結論であったので，本人名義の内容証明郵便を送達した ところ，相手方会社は仕事未完成と主張しており，少額ながら，提訴するかが問題となって いる。

## 【感想】

いずれの事件も実務的であり，特に（3）事件は少額事件であって法的手段の選択に悩む事件である。その点で，受講生には勉強になった事案であろう。

## 2 受講生より

今回の授業では，第一に，実際の依頼者と対話することの難しさを学習した。すなわち，今までに経験した模擬面談では失敗しても相手の人生には影響がない一方，現実の依頼者 では上手くいかないと再度御足労願うことになり現実的な不利益を与えてしまう。そのた め，十分な情報を収集できる率直な質問を考える必要性と，当日は恐れずに実践する重要性 とを強く実感することができた。特に，他の授業における発言では，多少曖昧な部分が残つ ていたとしても先生に補完してもらえるのとは異なり，実際の依頼者に対しては，頭では分 かっていても言葉にしなければ伝わらず，結果望んだ情報を得られないこと，及び，「そう いうつもりで言ったのではない」は通用せず，言語化できなかった質問者に責任があること を学んだ。
第二に，予備的主張の範囲を広げ過ぎないことも学習した。すなわち，依頼者の主張を実現するための構成を考える際には，予想される反論が思い浮かび，これに対する再反論を考 えていると，際限がなくなってしまら。そのため，なされるか否かも分からない反論に心奪 われるよりも，事案の把握に努めることが重要であることを学んだ。

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

## 【概括】

2020年度の労働クリニックはコロナ禍のもとで行われた。そのため受講生，相談者と も対面での打ち合わせがまったくできず，Zoom での打ち合わせを強いられた。

対面に比べて調査が不十分となる恐れがあることから，事前の事件の概要の把握，要調査事項について事前の質問票による回答の促進などに力を入れた。しかし隔靴掻痒の感は否 めなかった。秋期には，受講生が少人数ということで，クリニック事務所での対面での調査•授業が可能となったが，コロナ禍の影響は免れなかった。このようなコロナ禍のもとでも秋期 2 人の受講生の参加を得た。
【事件の概要】
ビルマ人の青年がビルマ人等のアジアからの学生用の語学学校で事務を担当していたが， コロナ禍により学生の入国が減ったという理由で，学校事務でなく関連会社のしかも首都圏：所在のマンション管理業務に従事するよう命令したものの契約違反だと主張したとこ ろ雇止めされたという事案である。契約外業務の従事の拒否に対する報復的雇止め，整理的雇止めとしても他の国籍の労働者に対しては雇用を継続しており，国籍差別•不合理な人選 の疑いが強い事案であった。

## 2 受講生より

私は，純粋未修という立場上，周囲の同級生と比べても至らないと思う点がどう頑張って も多いな，と感じた一年を過ごしてきた関係から，今まで一度も触れたことのない労働法の クリニック授業を履修するにあたつては不安が多く，勇気が要りました。

しかし，いざ授業が始まってみると，労働法の基礎から丁寧にご教授くださり，また，外国と日本の労働法の制度の違いや歴史など，通常の授業では学ぶことができないような興味深いお話をしていただける機会も多く設けてくださって，労働法の魅力を肌で感じるこ とができました。

選択科目についても，まだ少し迷っているのですが，労働法をもつと勉強したいという思 いが強く，労働法を選択しようかと考えています。

履修して，本当に良かったと思っています。本当にありがとうございました。

## 臨床法学教育（外国人）

選択必修（実務系基䃈科目）2単位

## 【担当教員】

宮川 成雄／渡辺 彰悟

## 【授業概要】

この臨床法学教育科目は，外国人法•難民法の分野における法理論と法実務の架橋を目指 す。担当教員の渡辺は日本における外国人•難民訴訟を多数担当してきた弁護士である。ア カデミックな研究関心の高い国際人権条約の国内的実施，難民認定基準の問題等について，学生は実務家教員の指導監督を受けながら，現実の依頼人へのリーガル・サービスの実習を行う。

具体的には，通訳を介した外国人依頼者の事情聴取に同席し，裁判所に提出する陳述書の草案を作成するなどの作業について，実務家教員の指導を受ける。この作業の中で，依頼人 の語る生の事実から，法的効果の発生に結びつく要件事実の特定とその価値を評価する能力を養う。さらには文化的背景を異にする外国人依頼者とのコミュニケーション能力を養 い，異文化との共生の価値観と理解力を涵養する。

受講学生は，現実の依頼人の事件に携わることによって認識した日本の外国人法•難民法 の現行制度について，担当教員との議論を通して，制度改善の理論的課題や政策提言をまと めることが期待される。

## 【授業の到達目標】

外国人法•難民法に関わる法制度を理解し，それを運用する実務家としての基本的技能を修得する。

## 【授業計画】

－週1回の教室での事案検討会を持ち，担当事件の進捗状沉を実務家教員および研究者教員と共に検討する。
－授業時間外の学修活動としては，毎週平均して約 4 時間の実務実習および資料調查•読解•報告の作業を行う。これらの作業は弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックのスペ ースでおこなら場合もあるし，実務家教員の所属する法律事務所でおこなう場合もある。あ るいは，必要な官公署に実務家教員と同行する場合もある。

## 【教科書】

宮川成雄編著『外国人法とローヤリング』（学陽書房，2005年）
全国難民弁護団連絡会議監修『難民勝訴判決 20 選—行政判断と司法判断の比較分析』（信

## 【参考文献】

指定なし。

## 【備考•関連URL】

## ＜受講要件等＞

この科目は，秋学期のみの開講である。
「法曹倫理」の単位を修得済み，または並行履修していることを受講要件とする。 ＊なお，並行履修の場合は，「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とする。
＜受講者への要望＞
特になし。

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

2020 年秋学期は，コロナ禍が継続する中，Z00Mを使ったオンライン授業を実施した。授業で扱った事件は，2つの難民不認定処分の取消を求めるものであった。いずれもミャンマ一出身の難民認定申請者であり， 1 件は地裁段階，あと 1 件は高裁段階のものであった。受講生は，男性 2 名と女性 5 名の計 7 名であった。

クリニック教育では，外国人依頼者がどのような状況で日本に在留しているのかを，受講生に肌感覚で実感してもらうことが重要であるので，実務家教員の法律事務所に依頼者と通訳者に来てもらい，感染予防措置として会議室テーブルにアクリル板を設置して，受講生 はZOOM を介して，リモートで体頼者への聴き取りを実施した。当初は，会議室に複数の者 （依頼者•通訳者•弁護士）が同室する中で，クリアに音声を集音しパソコン上に伝達する課題があったが，単体マイクに代えて会議室用の集音マイクを使用することによって，聴き取りをスムーズに実施することができた。

地裁段階の事件は現在も東京地裁に係属中であるが，高裁段階の事件は，12月中旬に判決が下された。この判決では，難民性を示す証拠評価について翻訳書面の微細な不備が指摘 され，審理中は裁判官からこれを重要視しない趣旨の訴訟指揮があったにも拘わらず，不意打ちのようにこれが難民性を否定する理由とされた。この判決は，難民不認定処分の取消訴訟の困難性を痛感させるものであり，受講生には現実の事件に携わる弁護士の緊張感と責任の重さを，計らずも経験させるものであった。

## 2 受講生より

私が外国人法クリニックを履修した目的は，難民認定訴訟の具体的な実務に関わり，その経験を積むことでした。日本における難民認定の現場に困難があることは，学部時代に講義 などを通して知る機会がありましたが，実際に，難民認定訴訟の中身については知識がなか ったため，クリニックで実際の事例に触れながら，勉強する機会を得たいと考えていました。

今回秋学期のクリニックの授業では，2つの訴訟に携わりましたが，実際の事件の訴状や準備書面といった訴訟資料に触れて，実際の事例において，訴訟の相手側である国がどのよ うな対応をしてくるのか，どの点が争点となるのか，ということについて，知ることができ ました。相手側への反論についてディスカッションを行うにあたつては，難民に関する国内法や国際法と，難民認定の国際基準を示す文書や他の国での判例を参照したり，依頼者の出身国の情勢について講義を受けたりなどをして，難民認定訴訟においては，膨大な量のリサ ーチを必要とすることを実感できました。

今年はオンラインの授業でしたが，それぞれの依頼者と ZOOM で対面し，通訳の方を通し てお話を聴く機会を得ることができました。直接本人に質問をし，答えを得るという形で情報を取得することの難しさを実感しました。オンラインではあっても依頼者と対面できた ことによって，事件が現実のものなのだという感覚をより強くすることができました。今後 も，オンライン実施の場合は，このように依頼者と対面する機会があると良いと思います。

## 早稲田大学大学院法務研究科

 2020年度クリニック報告書〒169－8050 新宿区西早稲田 1－6－1早稲田大学大学院法務研究科
（本書に関するお問い合わせ先）
〒169－0051 新宿区西早稲田 1－1－7
早稲田大学 28 号館 4 階
弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック
電話 03－5272－8156 FAX 03－5272－8163

